（本書面内容の正確性について全てを保証するものではございません。実際の手続きに使用することによっていかなる損害が発生したとしても、当事務所は一切の責任を負いませんので、ご理解の上、ご使用下さい。）

**遺産分割協議書**

　令和〇年〇月〇日、大阪府枚方市〇一丁目〇番〇号　山田太郎（最後の本籍　大阪府枚方市〇一丁目〇〇番地）の死亡により開始した相続における共同相続人全員は、被相続人の遺産について、次のとおり分割することに合意した。

１、次の財産は相続人　山田　一郎　が相続する。

①株式会社A証券〇〇支店に預託している被相続人名義の全資産

　②株式会社B証券〇〇支店に預託している被相続人名義の次の資産

　 株式　　　〇〇株式会社　　　　　　　２０００株

２、次の財産は相続人　山川　凛　が相続する。

　株式会社B証券〇〇支店に預託している被相続人名義の次の資産

　 株式　　　〇〇株式会社　　　　　　　　５００株

　 株式　　　〇〇株式会社　　　　　　　１０００株

　 投資信託　〇〇インデックスファンド　１０００口及びその分配金

上記のとおりの協議が成立したので、この協議の成立を証するために本協議書を３通作成し、各自１通を所持する。

令和〇年〇月〇日

住所

相続人

住所

相続人

住所

相続人